

平成25年（2013年）7月10日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

オンライン結合による提供の制限に関する意見について（答申）

平成25年5月30日付諮問書により諮問のあった厚生労働省と地方公共団体を連携するための基盤システムである厚生労働行政総合情報システム（以下「本件システム」という。）に係る姫路市と厚生労働省とのオンライン結合による個人情報の提供については、適當と認めます。

なお、適當と認める理由は、下記のとおりです。

記

適當と認める理由

1 本件システムの利用に係る公益上の必要性について

(1) 個人情報取扱事務の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の改正により、平成24年4月1日より障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の整備とその届出が事業者に義務付けられました。

業務管理体制の整備に係る届出書（以下「届出書」という。）は、これまで兵庫県が受付を行っていましたが、平成25年4月1日に事業者の業務管理体制の整備に係る事務（以下「本事務」という。）が兵庫県から政令市と中核市に移譲され、届出書の届出先が姫路市になるとともに、厚生労働省及び都道府県で使用していた本件システムが姫路市に導入されました。

なお、届出事項のうち個人情報に該当するのは、代表者の職名、氏名、生年月日及び住所並びに法令遵守責任者の氏名及び生年月日です。

(2) オンライン結合による個人情報の提供について

本事務の実施にあたっては、国、都道府県及び他の市町村と密接な連携を図る必要がありますが、本件システムとオンライン結合することにより、事業者情報を共有することが可能になります。

姫路市が総合行政ネットワークを利用して、本件システムとオンライン結合し、事業者の届出内容を厚生労働省に提供することにより、事務処理の効率化が図られ、適正かつ迅速に本事務を行なうことができます。なお、届出書の内容を本件システムに提供して国、都道府県及び他の市町村と共有することについては、届出書にその旨を明示し事業者の同意を得ています。また、法令遵守責任者についても、本人の所属する事業者の当該事業者に関わる情報として

収集しているので、当該本人の同意があつたものとみなし得ると解されます。

(3) 収集の制限（本人収集の原則）の例外及び本人通知の省略について

業務管理体制の届出については、事業者の事業規模や事業所等の所在地により、整備すべき体制や届出先が異なるため、必要な情報を迅速に得ることは非常に困難です。しかし本件システムを利用して、都道府県や他の市町村が入力した事業者の届出情報を収集することにより、適正かつ迅速に事業者の指導を行うことができます。なお、個人情報を本人以外のものから収集したときは、その旨を当該本人に通知することを原則としますが、当該本人は本件システムの趣旨から判断し、当然に自治体間での相互利用を知りうる状況にあり、本人同意があるものとみなし得るため、本人通知は必要ないものと考えます。

(4) よって、本件システムを利用することについては、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するうえで公益上必要であると認められます。

2 本件システムにおける個人情報の保護について

本件システムは総合行政ネットワークを利用するので、関係行政庁以外の者は情報にアクセスできないようになっています。

また、本件システムの利用にあたっては、ユーザIDやパスワード認証で利用機関（利用者）を限定しており、適切なセキュリティ対策が講じられています。

さらに、情報は厚生労働省のデータセンターで管理しており、不正アクセス防止に十分なセキュリティ対策がとられています。

したがって、本件システムは個人情報の保護のために必要な措置が施されていると認められます。

3 審議会からの意見

今後、全国一律型システムである本件システムを通じて、姫路市が本人以外から個人情報を収集する場合や姫路市の保有する個人情報を提供する場合には、審議会の意見を聞く必要はないものと考えます。